

別紙

○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要領（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 261 号農村振興局長通知）新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 漂着流木等状況報告 本事業の申請を行おうとする都道府県は、速やかに別記様式－1 により状況を報告するものとする。</p> <p>第 6 応急対策 1 本事業の採択前に、流木等により海岸保全施設の機能が阻害され、これを放置することにより、背後の人家、公共施設、農用地等に著しい被害を生ずる危険性が大きいと認められる場合は、<u>漂着量が本事業の要綱第 3(3)の採択基準を満たさない時点であっても、あらかじめ農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」とする。）と協議の上</u>、応急対策が実施できるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 7～第 9 (略)</p>	<p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 漂着流木等状況報告 <u>本事業の要綱第 3 の採択基準に該当し</u>、本事業の申請を行おうとする都道府県は、速やかに別記様式－1 により状況を報告するものとする。</p> <p>第 6 応急対策 1 本事業の採択前に、流木等により海岸保全施設の機能が阻害され、これを放置することにより、背後の人家、公共施設、農用地等に著しい被害を生ずる危険性が大きいと認められる場合は、農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」とする。）と協議のうえ、応急対策が実施できるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 7～第 9 (略)</p>

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。